

はじめに

医療技術の進歩等により、人工呼吸器を装着している児を始め、日常的にたんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが必要な障害児（以下「医療的ケア児」という。）が増加しており、在宅で医療的ケア児が生活するための支援の拡充や介護する家族の負担軽減のために、医療的ケア児支援に関わる行政機関、医療機関、事業所、学校及び保育所等の関係機関が連携し、それぞれの立場から対策を講ずることが必要となっています。

国においては、2016（平成28）年6月に児童福祉法を改正し、地方公共団体は、医療的ケアを要する障害児が適切な支援を受けられるよう、関連分野の支援を行う機関との連絡調整を行うための体制の整備に関し、必要な措置を講ずるよう努めることとされ、併せて障害児福祉計画の策定が義務付けられました。

県では、2018（平成30）年3月に第5期愛知県障害福祉計画を策定し、この中で2018（平成30）年度から2020（令和2）年度までを計画期間とする障害児福祉計画を策定しました。また、この計画に基づき、医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場として2018（平成30）年6月に愛知県障害者自立支援協議会医療的ケア児支援部会（以下「部会」という。）を設置し、医療的ケア児の支援に必要な施策の検討を行いました。

この部会の審議の中で、施策の検討にあたり、まずは医療的ケア児の対象者数や生活状況を始め、行政等へのニーズや困りごと等を把握する必要があるとの提言を受けて、実態調査を実施することといたしました。

また、調査対象者の年齢（範囲）について、医療的ケア児も成長に伴い大人になることから、既に大人になっていらっしゃる方の状況も把握しておきたいこと、医療的ケア児へのサービスの提供等においては医療的ケアを必要とする大人の方の状況も考慮する必要があること等の部会での意見を踏まえ、介護保険の対象になるまでの40歳未満の医療的ケア者を含めることとしました。

今回の調査は、施策を検討するための基礎となる調査であり、本結果を基に医療的ケア児支援の充実に向けて取り組んでまいります。

令和2（2020）年3月

愛知県福祉局長